

児童手当・児童育成手当を受給している方へ

令和4年2月～5月分の児童手当と児童育成手当を支給します。個別の通知はしません。

詳しくはお問い合わせください。

【振込予定日】 6月10日(金)

【担当課】 子育て支援課

▶ 児童手当に関すること

☎03-5654-8294

▶ 児童育成手当に関すること

☎03-5654-8298

未就学児の国民健康保険料均等割額を5割軽減します

令和4年度から未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である児童)の保険料の均等割額を5割軽減します。令和4年度は、平成28年4月2日以降に生まれた被保険者が対象です。

ただし、低所得者の均等割額の軽減が適用される場合は、適用後の均等割額からさらに5割軽減します。軽減の判定は自動的に行いますので、申請の必要はありません。詳しくはお問い合わせください。

【担当課】 国保年金課 ☎03-5654-8210

産後ケア デイケア利用者募集

産後のお母さんのこころとからだの休息や赤ちゃんのケアを受けることができます。助産師による個別相談も実施します。

【日時】 6月27日(月) ▶ 午前10時～正午
▶ 午後1～3時

【対象】 区内在住の生後1～4カ月未満のお子さんと母親各回8組

【申込方法】

6月7日(火)午前9時から電話で(先着順)。

【会場・申し込み・担当課】

金町保健センター(金町4-18-19)

☎03-3607-4141

児童手当制度の改正について

中学生までのお子さんがある家庭が対象の手当です。制度改正に伴い、令和4年10月支給分から変更点が2つあります。

詳しくはお問い合わせください。

【担当課】 子育て支援課 ☎03-5654-8294

【改正内容】

① 例年6月に提出していただいていた現況届が原則提出不要となります

提出が必要であると区が判断した方には、個別にご案内します。

② 令和4年10月支給分より所得上限限度額が設けられます

所得額により手当の支給がされない方が発生します。

■ 所得制限、上限額について

扶養親族などの数	㉞ 所得制限限度額	㉟ 所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人以上	1人増すごとに限度額に38万円を加算してください。	

対象とする所得=収入-給与所得控除(営業収入などは必要経費)-8万円-各種控除*
* 障害者控除・特別障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・給与所得および雑所得がある場合は最大10万円の控除

■ 支給額について

所得額	支給額		
上表の㉞未満*	3歳未満	15,000円	
	3歳以上～小学生	第1子、第2子	10,000円
		第3子以降	15,000円
中学生	10,000円		
㉞以上 ㉟未満	中学生までのお子さん1人あたり		5,000円
㉟以上			0円

* 高校生以下のお子さんから第1子として数えます。

直接会場へ

子ども発達センター 子育ておしゃべりサロン

お子さんと参加できます

発達が気になるお子さんを育てた経験を持つ保護者(ペアレントメンター)と一緒に、日々の子育てで感じる小さな心配や不安をお話しできます。子育てに関するちょっとしたコツやヒントなども聞けます。

【日時・会場】

日程	会場
6/22(水)	ウェルピアかつしか(堀切3-34-1)
7/14(木)	
8/24(水)	未定(決まり次第、区ホームページに掲載します)
9/14(水)	ウェルピアかつしか(堀切3-34-1)
10/12(水)	亀有地区センター(亀有3-26-1リリオ館7階)

いずれも午前10時～正午

【対象】 区内在住の子育てをしている保護者

【定員】 各日10人程度

【問い合わせ】

葛飾区子ども発達センター水元分室 ☎03-3826-5828

【担当課】 障害者施設課

わくわく チャレンジ広場

児童指導サポーター・アドバイザー募集!

児童指導サポーター・アドバイザーは、放課後に子どもたちが小学校内で自由に遊び、学ぶことができるわくわくチャレンジ広場(わくチャレ)で、見守りや指導を行う有償のボランティアです。

【担当課】 地域教育課 ☎03-5654-8485

児童指導サポーター

児童の遊びの見守りや指導を行います。緊急時に児童のそばや必要な場所に駆けつけるなど、体を動かすこともあります。登録に資格は必要ありません。

アドバイザー(学習・文化・スポーツ)

授業に即した学習指導や、文化的な教養を育む指導、スポーツ技術を向上させる指導・助言をします。登録には教員資格や指導経験などが必要です。

活動状況や募集状況は学校により異なります。詳しくは、地域教育課へお問い合わせください。